

事業再構築補助金



令和3年度補正予算



令和4年度補正予算



令和3年度補正予算



令和4年度補正予算

中小企業等事業再構築促進事業

近畿経済産業局 中小企業課 TEL：06-6966-6023

令和3年度補正予算額 6,123億円

事業の内容

事業イメージ

事業目的・概要

主な補助対象要件

- 新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、中小企業等が、新分野展開や業態転換などの事業再構築を通じて、コロナ前のビジネスモデルから転換する必要性は、依然として高い状況にあります。
- こうしたことから、令和2年度3次補正予算で措置した中小企業等事業再構築促進事業について、必要に応じて見直しや拡充を行いながら、中小企業等の事業再構築を支援し、日本経済のさらなる構造転換を図ってきたところです。
- 本事業について、引き続き業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者への重点的支援を継続しつつ、売上高減少要件の緩和などを行い、使い勝手を向上させます。
- 特に、ガソリン車向け部品から電気自動車等向け部品製造への事業転換のように、グリーン分野での事業再構築を通じて高い成長を目指す事業者を対象に、従来よりも補助上限額を引き上げ売上高減少要件を撤廃した新たな申請類型を創設することで、ポストコロナ社会を見据えた未来社会を切り拓くための取組を重点的に支援していきます。

- ① 2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前と比較して10%以上減少していること（グリーン成長枠を除く）
- ② 事業再構築指針に沿った事業計画を認定経営革新等支援機関と策定すること（補助額3,000万円超は金融機関も必須）等

補助金額・補助率

申請類型	補助上限額(※1)	補助率
最低賃金枠 (最低賃金引上げの影響を受け、その原資の確保が困難な特に業況の厳しい事業者に対する支援)	500万円、1,000万円、 1,500万円(※2)	中小3/4、 中堅2/3
回復・再生応援枠 (引き続き業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者に対する支援)		
通常枠 (事業再構築に取り組む事業者に対する支援)	2,000万円、4,000万円、 6,000万円、8,000万円 (※2)	中小2/3、 中堅1/2 (※3)
大規模賃金引上げ枠 (多くの従業員を雇用しながら、継続的な賃金引上げに取り組むとともに、従業員を増やして生産性を向上させる事業者に対する支援)	1億円	
グリーン成長枠 (研究開発・技術開発又は人材育成を行いながら、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取組を行う事業者に対する支援)	中小1億円、中堅1.5億円	中小1/2、 中堅1/3

成果目標

- 事業終了後3～5年で、付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上の増加等を目指します。

(※1) 補助下限額は100万円 (※2) 従業員規模により異なる
(※3) 6,000万円超は1/2(中小のみ)、4,000万円超は1/3(中堅のみ)

補助対象経費

建物費、機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費（一部の経費については上限等の制限あり）

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業再構築補助金

の申請枠（第9回）

申請枠	補助上限額	補助率
通常枠	2,000万円～8,000万円	2/3 (6,000万円超は 1/2)
回復・再生応援枠	500万円～1,500万円	3/4
最低賃金枠	500万円～1,500万円	3/4
大規模賃金引上枠	1億円	2/3 (6,000万円超は 1/2)
グリーン成長枠	1億円	1/2
緊急対策枠	1,000万円～4,000万円	3/4 (5人以下：500万円超は 2/3) (21人以上：1,500万円超は 2/3)

(※)上表の補助上限額・補助率は、中小企業に適用される数値です

各類型（枠）に共通する4つの申請要件（通常枠ベース）

① 売上が減少していること（売上高等減少要件） ※ グリーン成長枠、緊急対策枠 除く

- 2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前（2019年1月～2020年3月）の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少していること。
- 売上高に代えて、付加価値額（15%以上減少）を用いることも可能（詳細は公募要領をご参照ください）。

② 事業再構築に取り組むこと（事業再構築要件）

- 事業再構築指針に沿った新分野展開、業態転換、事業・業種転換等を行うこと。

③ 認定経営革新等支援機関と事業計画を策定すること（認定支援機関要件）

- 事業再構築に係る事業計画を認定経営革新等支援機関と策定すること。
- なお、補助金額が3,000万円を超える案件は、金融機関（銀行、信金、ファンド等）も参加して策定すること（金融機関が、認定経営革新等支援機関を兼ねる場合は、金融機関のみで構いません）。

④ 付加価値額を増加させること（付加価値額要件）

- 補助事業終了後3～5年の間で、付加価値額の年率平均を3.0%以上増加、あるいは、従業員1人当たり付加価値額の年率平均を3.0%以上増加の達成を見込む、事業計画を策定すること。

従業員規模

に応じた補助上限額の設定

補助上限額・補助率（通常枠の場合）

従業員規模	補助上限額（※1）	補助率
20人以下	<u>2,000万円以内</u>	【中小企業】 2/3 (6,000万円超は1/2) 【中堅企業】 1/2 (4,000万円超は1/3)
21人～50人	<u>4,000万円以内</u>	
51人～100人	<u>6,000万円以内</u>	
101人以上	<u>8,000万円以内</u>	

（※1）補助上限の設定金額は、類型（枠）により異なる

サービス業での活用例（新分野展開）

サービス業

コロナ前

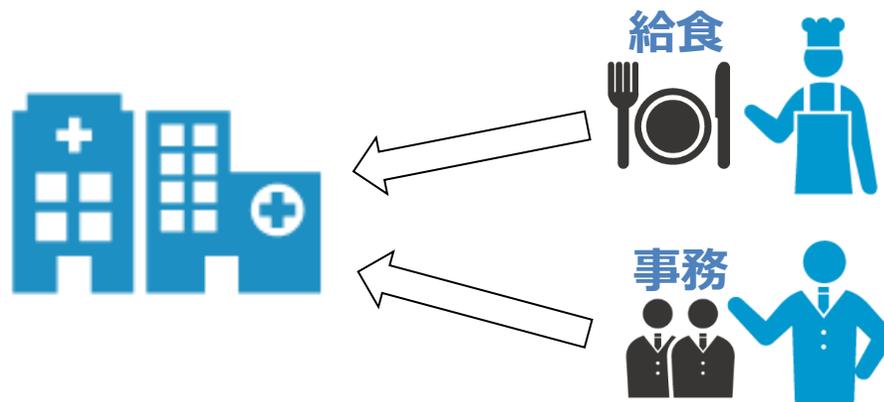
高齢者向けデイサービス事業等の介護サービスを行っていたところ、コロナの影響で利用が減少。



新分野
展開

コロナ後

デイサービス事業を他社に譲渡。
別の企業を買収し、病院向けの給食、
事務等の受託サービス事業を開始。



補助経費の例：建物改修の費用
新サービス提供のための機器導入費や研修費用など

飲食業での活用例（業態転換）

飲食業

コロナ前

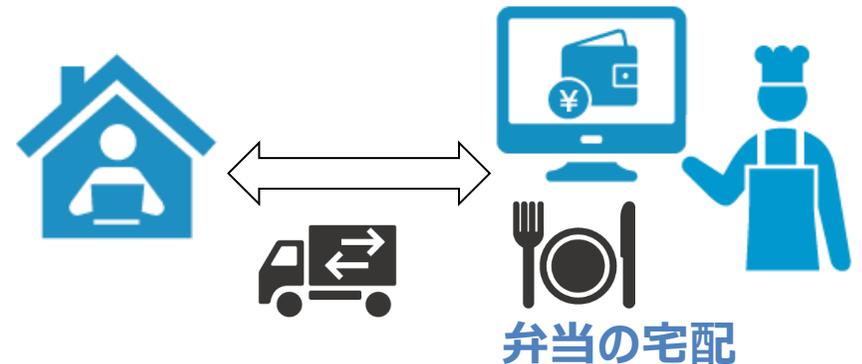
居酒屋を経営していたところ、
コロナの影響で売上が減少



業態
転換

コロナ後

店舗での営業を廃止。
オンライン専用の弁当の宅配事業
を新たに開始。



補助経費の例：店舗縮小に係る建物改修の費用
新規サービスに係る機器導入費や広告宣伝のための費用など
※公道を走る車両、汎用品（パソコン、スマートフォン等）の購入費は補助対象外です。

通常 枠

- 新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指す中小企業等の新たな挑戦を支援
- **補助上限額 2,000万円 ~ 8,000万円、補助率 1/2 ~ 2/3**

類型	概要	
通常枠	○申請要件	【申請要件】 ① 売上高等減少要件、② 事業再構築要件、③ 認定支援機関要件 ④ 付加価値額要件 (※) ①~④を全て満たすこと
	○補助上限	【従業員数】 20人以下 : 100万円 ~ 2,000万円 21人~50人 : 100万円 ~ 4,000万円 51人~100人 : 100万円 ~ 6,000万円 101人以上 : 100万円 ~ 8,000万円
	○補助率	【中小企業】 2/3 (6,000万円超は1/2) 【中堅企業】 1/2 (4,000万円超は1/3)
	○対象経費	建物費 、機械装置・システム構築費 (リース料含む)、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費

回復・再生応援

枠

- 新型コロナウイルスの影響を受け、引き続き業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む中小企業等の事業再構築を支援
- **補助上限額 500万円 ~ 1,500万円、補助率 2/3 ~ 3/4**

類型	概要	
回復・再生 応援枠	○申請要件	【申請要件】 ① 売上高等減少要件、② 事業再構築要件、③ 回復・再生要件 ④ 認定支援機関要件、⑤ 付加価値額要件 (※) ①~⑤を全て満たすこと
	○補助上限	【従業員数】 5人以下 : 100万円 ~ 500万円 6人~20人 : 100万円 ~ 1,000万円 21人以上 : 100万円 ~ 1,500万円
	○補助率	【中小企業】 3/4 【中堅企業】 2/3
	○対象経費	建物費 、機械装置・システム構築費（リース料含む）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費

回復・再生応援枠には、全部で5つの要件が存在する

① 売上が減少していること（売上高等減少要件）

② 事業再構築に取り組むこと（事業再構築要件）

③ **回復・再生要件**

- 以下の（ア）又は（イ）のいずれかの要件を満たすこと

（ア）2021年10月以降のいずれかの月の売上高が対 2020年又は 2019年同月比で、30% 以上減少していること

（※）売上高に代えて、付加価値額（45%以上減少）を用いることも可能です。

詳細については、公募要領 P18 の「（7）【回復・再生要件】について」を参照してください。

（イ）中小企業活性化協議会等から支援を受け再生計画等を策定していること

④ 認定経営革新等支援機関と事業計画を策定すること（認定支援機関要件）

⑤ 付加価値額を増加させること（付加価値額要件）

最低賃金

枠

- 最低賃金引上げの影響を受け、その原資の確保が困難な特に業況の厳しい中小企業等の事業再構築を支援
- 補助上限額 500万円 ~ 1,500万円、補助率 2/3~3/4

類型	概要	
最低賃金枠	○申請要件	【申請要件】 ① 売上高等減少要件、② 事業再構築要件、③ 最低賃金要件 ④ 認定支援機関要件、⑤ 付加価値額要件 (※) ①~⑤を全て満たすこと
	○補助上限	【従業員数】 5人以下 : 100万円 ~ 500万円 6人~20人 : 100万円 ~ 1,000万円 21人以上 : 100万円 ~ 1,500万円
	○補助率	【中小企業】 3/4 【中堅企業】 2/3
	○対象経費	建物費 、機械装置・システム構築費（リース料含む）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費

最低賃金枠には、全部で5つの要件が存在する

① 売上が減少していること（売上高等減少要件）

② 事業再構築に取り組むこと（事業再構築要件）

③ **最低賃金要件**

- 2021年10月から2022年8月までの間で、3か月以上最低賃金+30円以内で雇用している従業員が全従業員数の10%以上いること

④ 認定経営革新等支援機関と事業計画を策定すること（認定支援機関要件）

⑤ 付加価値額を増加させること（付加価値額要件）

緊急対策 枠

- 原油価格・物価高騰等の、予期せぬ経済環境の変化の影響を受けている中小企業等の事業再構築を支援
- **補助上限額 1,000万円 ~ 4,000万円、補助率 1/2 ~ 3/4**

類型	概要	
緊急 対策枠	○申請要件	【申請要件】 ① 事業再構築要件、② 緊急対策要件 ③ 認定支援機関要件、④ 付加価値額要件 (※) ①~④を全て満たすこと
	○補助上限	【従業員数】 5人以下 : 100万円 ~ 1,000万円 6人~20人 : 100万円 ~ 2,000万円 21人~50人 : 100万円 ~ 3,000万円 51人以上 : 100万円 ~ 4,000万円
	○補助率	【中小企業】 3/4 (【※】に該当する部分は補助率 2/3) 【中堅企業】 2/3 (【※】に該当する部分は補助率 1/2) 【※】 従業員5人以下 : 補助額500万円を超える部分 従業員6人~20人 : 補助額1,000万円を超える部分 従業員21人以上 : 補助額1,500万円を超える部分
	○対象経費	建物費 、機械装置・システム構築費 (リース料含む)、技術導入費、 専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権 等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費

緊急対策枠には、全部で4つの要件が存在する

~~① 売上が減少していること（売上高等減少要件）~~

① 事業再構築に取り組むこと（事業再構築要件）

② 原油価格・物価高騰等の影響を受けていること（緊急対策要件）

- 足許で原油価格・物価高騰等の経済環境の変化の影響を受けたことにより、2022年1月以降の連続する6か月間のうち、任意の3ヶ月間の合計売上高（又は付加価値額）が、2019～2021年の同3か月の合計売上高と比較して10%（付加価値額の場合15%）以上減少していること。また、コロナによって影響を受けていること（※）
- （※）電子申請時に、コロナによって受けている影響を申告することが必要。
- 足許で原油価格・物価高騰等の経済環境の変化の影響を受けていることの宣誓書において、影響の内容について説明いただく必要があります。

③ 認定経営革新等支援機関と事業計画を策定すること（認定支援機関要件）

④ 付加価値額を増加させること（付加価値額要件）

製造業での活用例（新分野展開）

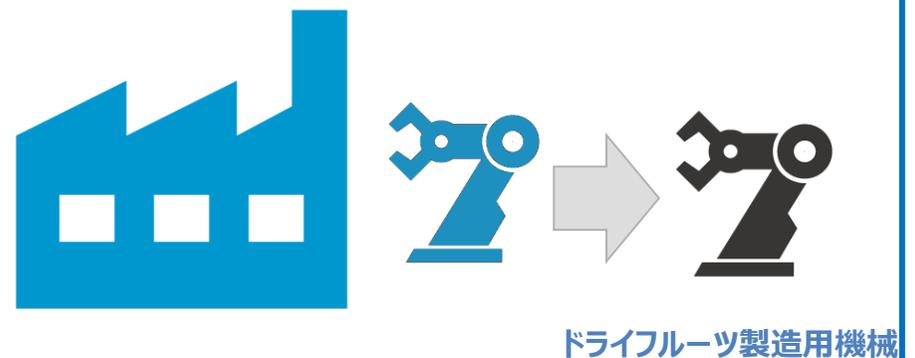
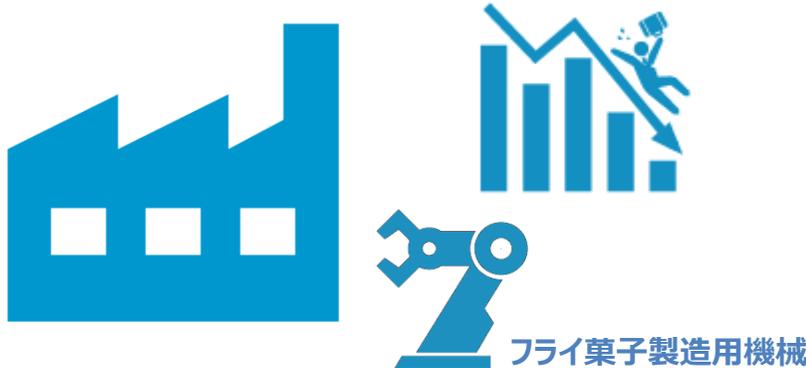
食品 製造業

※緊急対策枠での申請を想定

フライ菓子などの製造販売業者。コロナの影響に加え、原材料となる小麦粉、油などの価格が高騰する一方、商品単価の値下げが激しく、売上・利益率が減少。

新分野
展開

現存の加工技術を活かし、新たにドライフルーツ製品を製造する機器を導入。原油価格・物価高騰の影響を受ける体制から脱却し、新たな市場の開拓を図る。



補助経費の例：新規製品製造のための機械導入にかかる費用など

事前着手承認制度 について（第9回公募）

- 補助事業の着手（購入契約の締結等）は、原則として交付決定後です。
- 公募開始後、事前着手申請を提出し、承認された場合は、2021年12月20日以降の設備の購入契約等が補助対象となり得ます。ただし、設備の購入等では入札・相見積が必要です。
- 交付決定前に事前着手が承認された場合であっても、補助金の採択を約束するものではありません。また、採択された場合でも、補助対象経費については、交付申請時に認められたものに限りますので、公募要領をよくご確認ください。

建物の新築に係る留意点 について

- 事業再構築補助金を活用して、建物を新築する場合は、建物を新築することが補助事業の実施に真に必要不可欠であり、既存の建物を改築する等の代替手段がないことを“新築の必要性に関する説明書”にてご説明いただき、審査の段階でそれが認められる必要があります。

- 第9回：[公募開始] 1月16日、[申請受付] 調整中、[応募締切] 3月24日
※ 第8回公募で申請された場合は、第9回公募での申請はできません。
- 申請は全て電子申請となりますので、「GビズIDプライムアカウント」が必要です。

電子申請 の準備

申請はJGrants（電子申請システム）で受け付けます。GビズIDプライムアカウントの発行には時間を要する場合がありますので、**早めのID取得をお勧めします**。GビズIDプライムアカウントは、以下のホームページで必要事項を記載し、書類郵送にて作成可能です。

→ [gbizIDへようこそ] <https://gbiz-id.go.jp/top/>

なお、本事業では、「暫定GビズIDプライムアカウント」での申請も可能ですが、「暫定GビズIDプライムアカウント」はデジタル庁の運用変更により、2022年7月1日以降新たに取得することはできません。**採択公表後の交付申請の受付移行の手続きでは、「GビズIDプライムアカウント」が必須**となります（※ 詳細は、公募要領（<https://jigyousaikouchiku.go.jp/>）より）

事業計画の 策定準備

一般に、**事業計画の策定には時間がかかります**。早めに、現在の企業の強み弱み分析、新しい事業の市場分析、優位性の確保に向けた課題設定及び解決方法、実施体制、資金計画などを検討することをお勧めします。

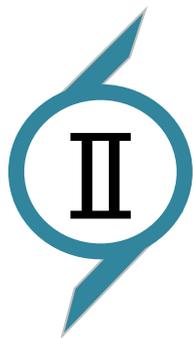
認知経営革新等 支援機関との相談

認定経営革新等支援機関に相談してください。認定経営革新等支援機関は、以下中小企業庁ホームページで確認できます。

https://ninteishien.force.com/NSK_CertificationArea



令和3年度補正予算



令和4年度補正予算

事業再構築補助金

(令和4年度第二次補正)

の全体像

類型	見直し	新設	新設	見直し	見直し		新設
	最低賃金枠	物価高騰対策・回復再生応援枠	産業構造転換枠	成長枠	グリーン成長枠		サプライチェーン強靱化枠
					エントリー	スタンダード	
対象	最低賃金引上げの影響を受け、その原資の確保が困難な事業者	業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者、原油価格・物価高騰等の影響を受ける事業者	国内市場縮小等の構造的な課題に直面している業種・業態の事業者	成長分野への大胆な事業再構築に取り組む事業者	研究開発・技術開発又は人材育成を行いながら、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取組を行う事業者		海外で製造する部品等の国内回帰を進め、国内サプライチェーンの強靱化及び地域産業の活性化に資する取組を行う事業者
補助上限	最大 1,500万円	最大 3,000万円	最大 7,000万円	最大 7,000万円	最大 8,000万円 (中堅1億円)	1億円 (中堅1.5億円)	最大 5億円
補助率	3/4	2/3 (一部3/4)	2/3	1/2 (大規模賃上げ達成で2/3へ引上げ)			1/2

業況が厳しい事業者向け

賃上げ等へのインセンティブ

- 大規模賃金引上：上限3,000万円上乘せ
- 中小企業等からの卒業：上限を2倍に引上げ

令和4年度二次補正予算の詳細はコチラ↓

https://jigyousaikouchiku.go.jp/pdf/r4_jigyo_saikoutiku_summary.pdf

成長（旧通常）枠 の創設

- 成長分野に向けた大胆な事業再構築に取り組む事業者に対する支援
- 必須要件を見直し、売上高減少要件を撤廃

必須要件 (全枠共通)

- A 事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む
- B 補助事業終了後、3~5年で付加価値額の年率平均3.0~5.0%（申請枠で異なる）以上増加
又は、従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0~5.0%（申請枠で異なる）以上増加

成長枠の 補助対象者

必須要件に加え、以下①②③を全て満たすこと

- ① **取り組む事業**が過去~今後のいずれか10年間で、**市場規模が10%以上拡大する業種・業態（※）**に属していること
- ② 事業終了後、3~5年で**給与支給総額を年率平均2%以上増加**させること
- ③ 必須要件 **B** において、**付加価値額の年率平均4.0%以上増加**させること

(※) 対象となる業種・業態は、今後事務局で指定（公募開始時に事務局HPで公開予定）。
また、指定された業種・業態以外であっても、応募時に要件を満たす業種・業態である旨データを提出し認められた場合には対象となり得る。
なお、過去の公募回で認められた業種・業態については、その後の公募回では指定業種として公表。

令和4年度第二次補正予算における複数回採択について

特徴. 01

一定の条件下で過去採択された事業者の再申請・採択を認める

第1回～第9回公募

1回目の申請・採択

- ① グリーン成長枠以外で1度目の採択を受けた事業者
- ② グリーン成長枠で1度目の採択を受けた事業者



第10回公募以降

2回目の申請・採択

- ① グリーン成長枠・産業構造転換枠・サプライチェーン強靱化枠に限り申請可能
- ② サプライチェーン強靱化枠に限り申請可能

特徴. 02

支援を受けることができる回数は2回を上限とする

特徴. 03

産業構造転換枠・サプライチェーン強靱化枠は、1回目の採択額（交付決定を受けている場合は交付決定額又は確定額）との差額分を補助上限とする

例

産業構造転換枠に申請する従業員120人の事業者が、第6回公募通常枠で4,000万円の採択を受けている場合
従業員120人の事業者の補助上限 7,000万円 - 過去採択分 4,000万円 = 3,000万円 が2回目の補助上限額となる

特徴. 04

通常の申請に加えて、以下 ① ② の資料の提出が必要

- ① 既に事業再構築補助金で取り組んでいる事業再構築とは、異なる事業再構築であることの説明資料
- ② 既存の事業再構築を行いながら、新たに取り組む事業再構築を行うだけの体制や資金力があることの説明資料
→ 通常の審査に加え、一定の減点を行った上で、これらの資料についても考慮し採否を判断する。

- 第9回：[公募開始] 1月16日、[申請受付] 調整中、[応募締切] 3月24日
※ 第8回公募で申請された場合は、第9回公募での申請はできません。
- 第10回：[公募開始] 3月下旬予定（令和5年度末までに3回程度の公募を実施予定）
- 申請は全て電子申請となりますので、「GビズIDプライムアカウント」が必要です。

電子申請 の準備

申請はjGrants（電子申請システム）で受け付けます。GビズIDプライムアカウントの発行には時間を要する場合がありますので、**早めのID取得をお勧めします**。GビズIDプライムアカウントは、以下のホームページで必要事項を記載し、書類郵送にて作成可能です。

→ [gbizIDへようこそ] <https://gbiz-id.go.jp/top/>

なお、本事業では、「暫定GビズIDプライムアカウント」での申請も可能ですが、「暫定GビズIDプライムアカウント」はデジタル庁の運用変更により、2022年7月1日以降新たに取得することはできません。**採択公表後の交付申請の受付移行の手続きでは、「GビズIDプライムアカウント」が必須**となります（※ 詳細は、公募要領（<https://jigyousaikouchiku.go.jp/>）より）

事業計画の 策定準備

一般に、**事業計画の策定には時間がかかります**。早めに、現在の企業の強み弱み分析、新しい事業の市場分析、優位性の確保に向けた課題設定及び解決方法、実施体制、資金計画などを検討することをお勧めします。

認定経営革新等 支援機関との相談

認定経営革新等支援機関に相談してください。認定経営革新等支援機関は、以下中小企業庁ホームページで確認できます。
https://ninteishien.force.com/NSK_CertificationArea

お問い合わせ

合わせ先

応募に関する不明点は、事業再構築補助金事務局コールセンター又はサポートセンターまでお問い合わせください。
問い合わせが集中した場合、回答に時間を要する可能性がありますのでご了承ください。



The graphic is a rectangular box with a blue border. On the left side, there is a headset icon above the text 'お問い合わせ' (Inquiry). Below this, a red dashed arrow points from the text 'よくあるご質問' (Frequently asked questions) to the 'よくある' (Frequently) part of the text below. On the right side, there are two sections of contact information. The top section is for a general call center, and the bottom section is for a support center regarding electronic applications. Both sections include phone numbers and reception hours.

お問い合わせ

▲よくあるご質問をご確認いただいたうえで、
右記コールセンターもしくはサポートセンターへ
お問い合わせください

お電話でのお問い合わせはこちら
制度全般に関するコールセンター
<ナビダイヤル> **0570-012-088**
< IP電話用 > **03-4216-4080**
受付時間 9:00~18:00 (日・祝日は除く)

電子申請の操作方法に関するサポートセンター
050-8881-6942
受付時間 9:00~18:00 (土・日・祝日は除く)

よくある

質問

申請時にお問い合わせいただく質問事項をまとめております

<https://jigyousaikouchiku.go.jp/faq.php>

